

平成20年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	1. 男女平等参画推進管理費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	20. 男女平等参画推進費	担当課・係	人権推進課	(執行課: 人権推進課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	1,071	要 求									1,071
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	まちづくりの推進に向けて / 男女平等参画社会の実現に向けたまちづくり / 総合計画に基づく男女平等参画基本計画						
	【家庭と社会参加両立支援に関する業務】	施策体系コード	06-03-01-30-20			事業番号	75-1		
	市の主催する事業に臨時託児室を設置または保育に関する協力を行ない、子育て期間中の方の社会参加を支援します。	総事業費	5,178千円			事業期間	平成18年度～平成22年度		
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
			104	3,818	1,083	69	104		

(事業実施に関する根拠法令)
 男女共同参画社会基本法
 佐倉市男女平等参画推進条例

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 男女平等参画社会の実現を目指し、市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、第3期男女平等参画基本計画(平成21年度～)を策定し、計画書を発行、配布することで、佐倉市男女平等参画社会づくりの一層の推進、意識の醸成を図る。 臨時託児室保育ボランティアについて、研修の実施等を行う。	(事業の目的) 男女共同参画社会基本法及び佐倉市男女平等参画推進条例が定めた男女の人権の尊重、家庭生活とその他の活動の両立、制度や活動への配慮等を具体的に進めるため、基本計画の推進を図る。	(事業の効果) 男女平等参画社会に関する次期基本計画を策定することで、関係各課の今後の取組みの指標となり、一層の男女平等参画の推進が期待できる。
(事業実施上の問題点) 推進担当課が市民部所属であるとともに、関係各課での予算措置も特に無い状況下で、計画の実効性をいかに確保していくかが課題である。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)